

令和8年度苫前町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度苫前町町勢要覧作成業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度苫前町町勢要覧作成業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 履行場所

苫前町役場ほか町が指定する場所

3 提案上限額

金1,808,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額を超える提案は失格とする。

4 支払方法

業務完了時の一括払いとする。なお、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定された口座に振り込む。

5 スケジュール（予定）

募集開始	令和8年6月19日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月25日（木）午後5時
質問に対する回答	令和8年6月29日（月）
参加申込書の提出期限	令和8年7月3日（金）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年7月7日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時
審査（※）	令和8年7月下旬
審査結果通知	令和8年7月下旬（予定）
契約締結	令和8年8月上旬（予定）

※ 審査は書類審査を基本とし、参加事業者数に応じてプレゼンテーション審査を実施する。（詳細は「11 審査方法」参照）

6 参加資格

公告に定めるとおりとする。

7 実施要領等の配布

(1) 開始日

令和8年6月19日から

- (2) 配布方法
苫前町ホームページからダウンロードすること。

8 質問及び回答

- (1) 提出期限
令和8年6月25日午後5時
- (2) 提出方法
質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。なお、電話、口頭等による質問は受け付けない。
- (3) 提出先
苫前町役場 総合政策室
E-mail: sogoseisaku@town.tomamae.lg.jp
- (4) 回答方法
町ホームページに掲載する。なお、個別回答は行わない。

9 参加申込

- (1) 提出期限
令和8年7月3日午後5時
- (2) 提出方法
郵送又は持参(郵送の場合は配達記録が残る方法によること)
- (3) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式2)
 - イ 参加資格に関する申立書(様式3)
 - ウ 業務実績一覧(様式4)
 - エ 上記業務実績一覧に記載のある成果品
 - オ 事業者概要書(様式5)
- (4) 参加資格確認結果
参加資格の確認後、結果を通知する。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和8年7月17日午後5時
- (2) 提出方法
郵送又は持参
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - ① 表紙(様式6)
 - ② 企画・構成案
仕様書に示す誌面構成案を踏まえつつ、企画コンセプト、編集方針、全体構成案、ターゲットへの訴求方法、写真の点数など具体的な提案を明記すること。
 - ③ デザインカンプ

表紙デザイン（表題含む）及び本文見開き2ページ程度を作成すること。

- ・サイズはA4版（A3版見開きイメージ可）とする。
- ・本文の書体は使用する書体を用いるが、文章はダミーでもよい。
- ・写真は町ホームページや観光パンフレット等から引用してもよい。

④ 業務実施体制

任意様式とし、本業務に配置を予定している総責任者及び担当者について作成すること。

⑤ 工程表

任意様式とし、企画から納品までの工程を明記すること。

イ 見積書及び積算内訳書

① 見積書

任意様式とし、見積金額（税込）は提案上限額（金1,808,000円、消費税及び地方消費税を含む）以内とすること。

② 積算内訳書

任意様式とし、上記見積金額の根拠となる内訳（企画デザイン費、編集費、印刷製本費、諸経費等作成にかかる費用すべて）を明記すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

(5) 注意事項

- ア 提出書類はA4判を基本とする。
- イ 提案書には事業者名が特定できる表示を行わないこと。
- ウ 提出期限以降の差替え又は再提出は認めない。

11 審査方法

(1) 契約候補者の選定

- ア 審査は、苫前町が設置する選定委員会において実施する。
- イ 企画提案書の内容を総合的に評価する。
- ウ 最高得点者を第1優先契約候補者とする。なお、第2次審査を実施した場合は、第1次審査及び第2次審査の評価点を合算した最高得点者とする。また、同点の場合は協議により決定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

参加事業者全員に対し、書類による第1次審査を実施し、評価を行う。

なお、参加事業者が5者以上の場合は第1次審査により上位3者程度を選定し、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。4者以下の場合は、第1次審査による評価で契約候補者の選定が可能であると認められること、及び審査の効率的な実施の観点を踏まえ、第1次審査のみで第1優先契約候補者を選定する。

第1次審査結果を参加事業者全員へ、令和8年7月24日までに書面及び電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 実施日時

令和8年7月29日を予定

※ 開始時刻については、参加事業者へ令和8年7月24日までに通知する。

イ 実施場所

苫前町役場庁舎 第一会議室

ウ 企画提案の説明及び質疑応答

1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）

エ 出席者

3名以内（うち1名は、本業務を中心的に担当する総括責任者（ディレクター等）とする。）

※ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行い、追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。この場合、パソコン・モニターを用いての説明は可とする。HDMIケーブル、モニター及び延長コードは苫前町で用意する。なお、変換アダプター等は各自持参すること。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年7月31日を目途に、書面及び電子メールにて通知する。

(5) 公表

第1優先契約候補者名及び各審査段階における参加事業者数を本町ホームページで公表する。

※ 審査の経過、内容及び評価点等の詳細は公表しない。

12 審査項目及び配点

(1) 第1次審査（書類審査）【80点】

企画提案（業務理解・構成力）、誌面設計・デザイン力、業務遂行能力、実績及び成果物の評価、提案内容の発展性並びに提案金額について総合的に評価する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）【20点】

第1次審査通過者に対し、提案内容の具体性・実現性、表現意図・訴求戦略、実施体制の信頼性・対応力及びプレゼンテーション能力について総合的に評価する。

(3) 配点

合計100点（第1次審査80点、第2次審査20点）とする。

(4) 提案金額の取扱い

本業務は企画及びデザインの質を重視するため、提案金額については「3 提案上限額」に記載の金額の範囲内であることを条件とする。

当該範囲内の提案については、提案金額による優劣は原則として評価に大きく反映せず、提案内容を重視した評価を行うものとする。

なお、評価における配点については、別に定める評価基準に基づき付すものとする。

13 契約

選定委員会における審査に基づき、評価が最も高い事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。契約締結に当たり、企画提案内容を踏まえ、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「6 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うものとする。

また、参加事業者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

14 その他

- (1) 参加事業者が提出する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ア 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
 - イ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ウ 企画提案書が定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出された関係書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、当該審査以外で参加事業者が無断で使用しない。
- (6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7) 参加申込書又は企画提案書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式7）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の苫前町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- (8) 本業務に参加するものは、優先契約候補者決定後において、本実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (9) その他必要な事項については、協議の上決定する。

15 担当課

苫前町役場 総合政策室

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭 37 番地の 1

TEL：0164-64-2040 / E-mail：sogoseisaku@town.tomamae.lg.jp

以上